



薬食総発1119第1号  
平成21年11月19日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品  
その他の衛生用品の数量を定める告示の一部改正について

処方せん医薬品については、薬事法（昭和35年法律第145号）第49条第1項において、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売（授与を含む。以下同じ。）を行ってはならないこととされているが、「船員法施行規則第53条第1項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え付けるために船長の発給する証明書をもって、同項に規定する処方せん医薬品を船舶所有者に販売する場合」は、「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成17年3月30日付薬食発第0330016号医薬食品局長通知）1の（2）において、当該「正当な理由」に該当するものとされている。

今般、船内で新型インフルエンザ（A/H1N1）を発症した船員への対応を検討するために、国土交通省に「衛生用品表検討委員会」が設置され、同委員会において、抗インフルエンザウイルス剤について、医師又は衛生管理者が乗り込む船舶に備え置くことが適当であるとされた。これを踏まえ、「船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示」（平成7年運輸省告示第801号。以下「衛生用品告示」という。）の一部が改正されたところである。

については、改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係機関等に対し周知徹底方お願いしたい。

なお、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第138条第14号に  
おいて、卸売販売業における医薬品の販売の相手方として、「船員法（昭和2



年法律第100号)の適用を受ける船舶所有者であつて船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第53条第1項の規定に基づく医薬品を使用するもの」が規定されていることを申し添える。

## 記

### 1 改正内容

衛生用品告示のうち、甲種衛生用品表及び乙種衛生用品表内用薬の項に「抗インフルエンザウイルス剤」が追加されたこと。

### 2 施行期日

施行期日は、平成21年11月17日とされたこと。

国土交通省告示第百一十号

船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第八条の規定に基づき、平成二十一年十月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示す。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣 前原 誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第422号	作業用救命衣(小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの) (膨脹式)	FN-50	藤倉新機株式会社	膨脹式救命胴衣の構造及び補助空気源にオキシロンを設ける。

第449号	"	FN-60	"	"
第453号	"	WP-1	"	"
第445号	小型船舶用救命胴衣(膨脹式)	FN-HA	"	"
第463号	"	WP-1H	"	"

国土交通省告示第百一十三号  
船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第八条の規定に基づき、平成二十一年十月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示す。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣 前原 誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第324号	応急医療具	C-6型	株式会社セントラル	① 内容品のうち「ワセリン」「ガーゼ」「巾着」及び「ガーゼ」に変更する。 ② 内容品明細の標示を変更する。
第3398号	応急医療具の部 分(薬品のみ) (膨脹式)	C-6型PAC	"	"

国土交通省告示第百一十四号  
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六條ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示す。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣 前原 誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第492号	機関室用所消火装置(開放型)	YMH-3SE	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北2丁目1番10号
第493号	"	YMH-3SH	"	"

国土交通省告示第百一十五号

船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第五十三條第一項の規定に基づき、船員法施行規則第五十三條第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月十七日

国土交通大臣 前原 誠司

船員法施行規則第五十三條第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示の一部を改正する告示  
船員法施行規則第五十三條第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示(平成七年運輸省告示第八百一号)の一部を次のように改正す。

別表第一内用薬の項中

化学療法剤	合成抗菌剤	ペリドンカルボン酸系製剤	10g
-------	-------	--------------	-----

化学療法剤	合成抗菌剤	ペリドンカルボン酸系製剤	10g
合成抗菌剤	ペリドンカルボン酸系製剤	10g	20錠
抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤	適宜	20錠

別表第二内用薬の項中

化学療法剤	合成抗菌剤	ペリドンカルボン酸系製剤	30錠	50錠
-------	-------	--------------	-----	-----

化学療法剤	合成抗菌剤	ペリドンカルボン酸系製剤	30錠	50錠
合成抗菌剤	ペリドンカルボン酸系製剤	30錠	50錠	〇
抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤	100錠	100錠	〇

附則

この告示は、公布の日から施行する。

海上保安庁告示第百一十六号  
航路標識の廃止について、航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。  
平成二十一年十一月十七日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

名 稱	所在地	緯 度	経 度	廃止年月日
稚内港第一副港防波堤灯台	北海道稚内港(第一副港防波堤外端)	四五二四四〇	一四一四〇四五	平成二十一年十月一日

名 稱	所在地	緯 度	経 度	廃止年月日
大阪新島理立区域S灯標	大阪新島理立区域S灯標	三四一三七二〇	一三五二二二〇	平成二十一年十月一日

海上保安庁告示第百一十七号  
航路標識の名称その他の変更について、航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示す。

平成二十一年十一月十七日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

名 稱	所在地	緯 度	経 度	廃止年月日
阪神港大阪区(大阪灯台の南西方約二・九キロメートル)	阪神港大阪区(大阪灯台の南西方約二・九キロメートル)	三四一三七二〇	一三五二二二〇	平成二十一年十月一日